

38 御所離宮及び御苑拝観に関し宮内省依頼の件通牒

〔昭和十一年九月〕

官秘一〇六号		(注記1)	
定決裁	9月7日	文書課長	(辰原)
送発	9月11日	起案者	(堀田)

昭和十一年九月一日起案 庶務掛長 (鴨券)

大臣 (平生) (河原) 秘書課長 (小笠原)

政務次官 (山本) (注記2)

参与官

(注記3)

通牒案  
年月日  
秘書課長

(注記4)

各局部長 (各会長モ含ム)  
各官房課長、督学官室  
神仏各宗派管長並門跡寺院ノ住職  
直轄各部長  
公立大学長  
公立立専門学校 (校) 長  
公立立高等学校長  
地方長官

御所、離宮及御苑 (等) (株道) (加筆) 拝観ハ本年九月一日ヨリ左記ニ依リ  
其拝観ヲ許可セラル、コト、相成リタル旨宮内次官ヨリ通牒有

(下 札)

割印

(注記5)

宮内大臣官房 秘書課 宮発第四〇九号

昭和十一年八月廿九日

文部次官 河原春作殿  
宮内次官男爵 白根松介 印

御所、離宮及御苑拝観ニ関スル件  
御所、離宮及御苑ハ来ル九月一日ヨリ左記ニ依リ其拝観ヲ許可  
セラル、コト、相成候ニ就テハ関係方面へ右御示達方相煩度此  
段及御依頼候也

記

一 拝観ノ種類

一 拝観ヲ分チテ個人拝観及団体拝観トス

二 拝観ヲ許可セラルル個所

(一) 個人拝観ヲ許可セラルル個所左ノ如シ

之タルニ付 (貴管内 (二) …… 地方長官宛ニハ三字挿入ノコト)  
示達方可然御配慮相煩度

(株道) (備考)

一、別紙写添付ノコト

(加筆) 追テ団体ノ拝観申請書ニ添付スベキ人名書ハ本省用トシテ一  
通、宮内省用トシテ一通更ニ拝観個所一個所ニ付一通宛添付  
相成様致度

備考

一、別紙写添付ノコト

(1) 京都御所

(2) 仙洞御所

(3) 二條離宮

(4) 桂離宮

(5) 修学院離宮

(二) 団体拝観ヲ許可セラルル個所左ノ如シ

(1) 京都御所

(2) 二條離宮

(3) 新宿御苑

三拝観者ノ資格

(一) 個人拝観ヲ許可セラルル者左ノ如シ

(1) 宮中席次ヲ有スル者

(2) 華族ノ礼遇ヲ享クル者

(3) 学位ヲ有スル者

(4) 帝室技芸員

(5) 神仏各宗派管長並ニ禪師ヲ宣下セラレタル者及門跡御由

緒寺院住職

(加筆) (6) 判任官及判官ノ待遇ヲ享クル者

(7) 市長、市助役及年俸ヲ受クル市吏員

(8) 東京市、京都市及大阪市ノ区長及年俸ヲ受クル区吏員

(9) 町村長及町村助役

(加筆) (10) 法令ニ依リ定メラレタル各種議員及委員

(加筆) (11) 官公私立学校校長及職員(従来ハ奏任待遇ノ教職員)

(12) 褒章受領者

(13) 多額納税者

(14) 宮内大臣ヨリ表彰セラレタル社会事業功労者

(加筆) (15) 文部大臣ヨリ選奨セラレタル学校職員及教育功労者

(16) 宮内大臣又ハ主務大臣ヨリ奨励金又ハ助成金ヲ交付セラ

レタル社会事業団体ノ代表者

(17) 左ノ外国人

(イ) 国賓及其ノ随伴者

(ロ) 奏任以上扱本邦雇

(ハ) 勲六等以上ノ帶勲者

(ニ) 本邦駐劄大使、公使並ニ領事及同館員

(ホ) 在外本邦名誉領事

(ヘ) 本邦駐劄大使又ハ公使(大使又ハ公使ヲ経ル暇ナキ場

合ハ領事)ノ紹介ヲ経タル者

(18) 以上ノ者ニ随伴スル其ノ配偶者、父母及子

(19) 其ノ他特ニ差支ナシト認ムル者

(二) 団体拝観ヲ許可セラルル者左ノ如シ

(加筆) (1) 個人拝観ヲ許可セラルル資格ヲ有スル者

(加筆) (2) 官公吏及之ニ準スル者

(加筆) (3) 軍隊及在郷軍人

(加筆) (4) 官公私立学校学生々徒(小学校児童ニ在リテハ最上級生

ニ限ル)

(5) 神宮神職

(6) 神仏各宗派教職員

(7) 公務ノ為メ殉職セル者ノ遺族

(8) 公益事業団体

(9) 教化修養団体

(10) 社会事業団体

(11) 新聞記者団

(12) 邦人内地視察団

(13) 外国人本邦視察団

(14) 其ノ他特ニ差支ナシ認ムル団体

四 拝観手續

- (一) 個人拝観ヲ為サントスル者ハ拝観個所、拝観予定日時、拝観資格及住所氏名(配偶者、父母又ハ子ヲ同伴スル場合ハ其ノ氏名ヲ連記スルコト)ヲ具シ本邦人ニ在リテハ直接、外国人ニ在リテハ本邦駐劄大使又ハ公使(大使又ハ公使ヲ経ルノ暇ナキ場合ハ領事)ヲ経、内匠頭又ハ内匠寮出張所長ニ願出テ其許可ヲ受クヘシ
- 内匠頭又ハ内匠寮出張所長前項ノ許可ヲ与フルトキハ拝観許可証ヲ、本邦人ニ在リテハ直接本人ニ、外国人ニ在リテハ經由庁ニ送付ス

- (二) 団体拝観ヲ為サントスルトキハ代表者ヨリ拝観個所、拝観予定日時、拝観資格、代表者ノ住所氏名及拝観人名簿ヲ具シ主務省又ハ関係官庁ヲ経、内匠頭ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ

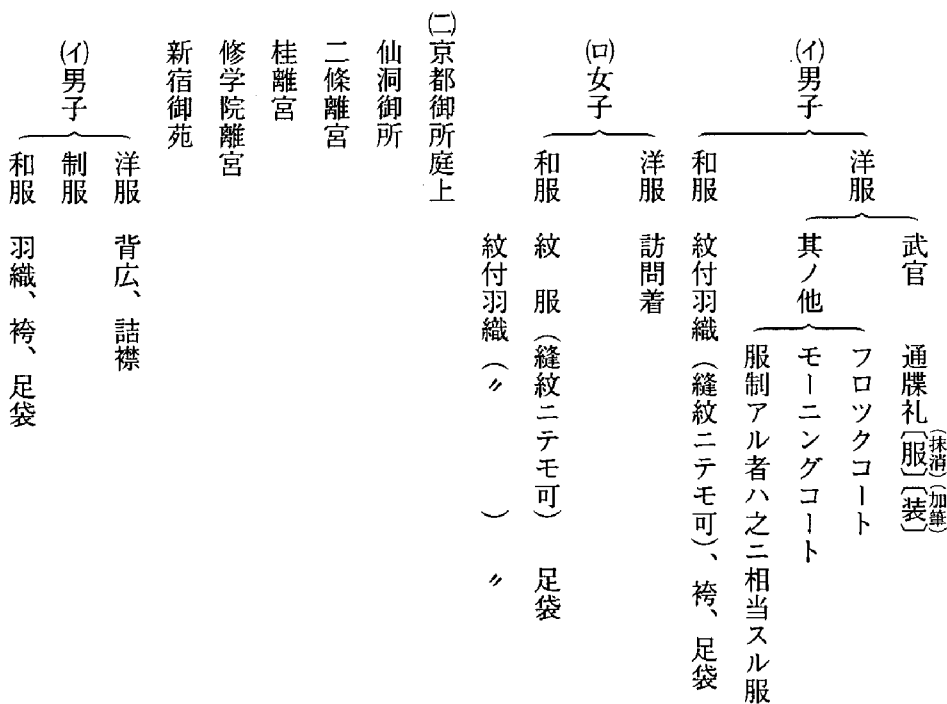
内匠頭前項ノ許可ヲ与フルトキハ拝観許可証ヲ經由庁ニ送

付ス

五 拝観者ノ服装

拝観者ノ服装ハ左ニ掲クルモノ以上タルヘシ

(一) 京都御所殿上



但シ特ニ午後三時マテ許可スルコトアルヘシ

洋服 不敬ニ涉ラサルモノ  
制服  
和服 羽織、足袋

六拝観者心得

拝観者ハ左ノ事項ヲ心得フヘシ

- (1) 拝観ヲ許可セラレタル日時ニ許可セラレタル拝観個所ニ出頭シ係員ニ其ノ旨ヲ告グルコト
- (2) 係員ノ要求アルトキハ拝観許可証ヲ提示スルコト
- (3) 拝観中拝観許可証ヲ携帯スルコト
- (4) 拝観中ハ係員ノ誘導及指示ニ従フコト
- (5) 拝観許可証ヲ携帯セサルトキ、服装制規ニ反スルトキ又ハ係員ノ要求、誘導又ハ指示ニ従ハサルトキハ係員拝観ヲ中止セシムルコトアルヘキコト

七拝観時限

拝観時限ハ日曜日、祭日其ノ他拝観ヲ停止シタル日ヲ除クノ

外左ノ如シ

(一) 個人拝観

- 自四月一日 午前八時ヨリ午後三時マテ
  - 至七月二十日
  - 自七月廿一日 午前八時ヨリ正午マテ
  - 至八月卅一日
  - 自九月一日 午前九時ヨリ午後三時マテ
  - 至三月卅一日
- 但シ特ニ日曜日ニテモ許可スルコトアルヘシ

(二) 団体拝観

- 自四月一日 午前八時ヨリ正午マテ
- 至八月卅一日
- 自九月一日 午前九時ヨリ正午マテ
- 至三月卅一日

〔注記1〕

〔例規〕

〔注記2〕

〔記録掛/13・8・23/受領〕

〔注記3〕

〔済〕

〔注記4〕

〔二八〕(簿冊内件名番号)

〔注記5〕

〔文部省/官秘106号/昭和11・8・31〕

(下札)

(中山)

〔種別〕 い一/聯繫 /登録追加 /件名 宮内省依頼 直轄学校等へ通牒 御所離宮及御苑拝観ニ関スル件/番号 /結了年月日 昭一一九一一/保存年限 ムキ/枚数 12

〔自大正12年11月至昭和21年5月 帝室ニ関スル総規 第2冊〕 文部省 3A, 30-5, 1045